

指定管理者によるネットワーク更新の手順書

1. はじめに

佐倉市スマートオフィスプレイス（以下「本施設」という）のネットワーク機器の多くは、令和 6 年 3 月に製品保証期限を迎えるため、保証期限までに機器の交換・設定（以下「ネットワーク更新」という）作業が必要となっている。

本施設のネットワーク環境は、令和 5 年度中に別紙 9「ネットワーク基本設計書」と同水準のものを、指定管理者業務とは別に市がネットワーク更新することを予定しているが、本施設の指定管理者として公募申請する団体が、独自にネットワーク更新することを提案した場合は、民間事業者がもつノウハウや創意工夫を活かせるよう、指定管理者によるネットワーク更新を優先することとしている。

本手順書は指定管理者がネットワーク更新する場合に準拠する手順書である。ネットワーク更新にあたっては、指定管理者の責任のもと、本手順書に沿って、別紙 9「ネットワーク基本設計書」及び別紙 10「ネットワーク物理構成図」、別紙 11「ネットワーク ACL 一覧」を参考にネットワーク更新を行うものとする。また、更新前に市に更新計画書を事前に提出し、市からの承認を得たうえで更新することとする。

なお、指定管理者の責任のもと、ネットワーク更新作業を再委託することができる。

2. ネットワーク更新するにあたっての手順

- (1). 更新を要するネットワーク機器は、別紙 9「ネットワーク基本設計書」第 2 章に掲げる機器のうち、ルーター 2 台、スイッチング HUB (PoE 給電タイプ) 1 台、スイッチング HUB (インテリジェント) 2 台及び無線アクセスポイントポイント (PoE 受電タイプ) 8 台である。
- (2). 指定管理者は、新たに導入する機器について、次のいずれか又は複数の措置を講じ、機器故障時に迅速な修理又は交換対応が可能な体制を整備すること。
 - (ア)保守契約を締結する。
 - (イ)長期の保証期間（5 年間以上）を有する機器を導入する。
 - (ウ)同一製品又は同等の性能を有する予備機を備える。予備機との交換は、恒久的又は修理対応期間中の一時的な交換のいずれも可とする。なお、修理対応期間中の一時的な交換に用いる予備機については、運用期間が短期間であることを鑑み、ネットワーク更新後の旧機器

を再利用することを認める。

- (3). 指定管理者は自身の責任を持ってネットワーク機器の保証・保守期間を管理し、保証・保守が切れる前に滞りなく交換の検討及び実施をしなければならない。
- (4). 新たに導入する機器は、新品であることを要件とせず、指定管理者が従前から保有する機器を割り当ててよいものとする。
- (5). 新たに導入する機器は、指定管理者が提供を予定しているサービスを実現するにあたり、自身の裁量において最適なものを選定すること。ただし、セキュリティに関する要件については、別紙 9、10 及び 11 と同水準以上とすること。
- (6). 新たに導入する機器の調達費用を本事業の委託料等から支出した場合、調達した機器の所有権は佐倉市に帰属するものとする。
- (7). 既設のネットワーク機器同士を接続する LAN ケーブルやルーターラックは必要に応じて再利用すること。
- (8). ネットワーク更新にあたっては独立行政法人情報処理推進機構の策定する「中小企業のセキュリティ対策ガイドライン」を参考に適切なセキュリティ対策を講じること。
- (9). 指定管理者はネットワーク更新に際して業者と連携し費用及びスケジュールを確定させ、市に更新計画書の提出を行い、市の承認を得なければならない。
- (10). 更新作業の事前告知は、少なくとも作業を行う 3 か月前から利用者に向けて告知をしなければならない。とりわけ、シェアオフィス利用者に向けては、全員に対して、書面のみならず、面前で説明をしなければならない。また、利用者の所有するネットワーク機器の設定変更を要する場合は、当該利用者に対しては、ネットワーク更新にあたって自身のネットワーク機器を設定し直す必要があることを説明しなければならない。
- (11). 作業日の設定にあたっては、施設利用者の利用を妨げぬよう最大限配慮しなければならないが、施設所有者の許可のもと、施設休所日である 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間に行うことを推奨するが、指定管理者の責任のもと、利用者への事前告知を十分に配慮する形で、万全に行う場合は、別日に行うことを妨げない。
- (12). 対応完了後、変更内容および完了した旨を施設利用者に周知しなければならない。
- (13). サポート内容、機器情報等の設定に際して既存環境から変更があった場合は指定管理者の責任を持って管理情報の更新をする。また、あわせ

て市に報告をしなければならない。

(14). 作業完了後、本施設のネットワーク設計書を更新するとともに、更新した設計書を、市に提出しなければならない。

(15). 上記一連の作業内容を可及的速やかに行わなければならない。

3. ネットワーク更新にあたっての留意事項

現行のインターネット回線はケーブルテレビ回線（株式会社広域高速ネット二九六が提供する回線）となっているが、指定管理者の責任及び費用負担で回線導入をする場合は、回線を変更することを妨げない。

インターネット回線を変更する場合、旧回線を撤去する原状回復工事に要する費用も指定管理者の負担とする。